

別紙 1

下水管路施設情報の電子データ化業務仕様書

第1章 総則

(業務内容)

第1条 本業務は、市川町（以下、「甲」という。）の所有する下水管路施設情報を一元的に利用できる電子データを構築し、日常的な施設維持管理業務の効率化のみならず、新規整備・維持管理・改築を一体的に捉えて持続的な下水道事業の実現に資する電子データ構築を行うものである。また、施設に関する情報資源の活用、業務の効率化を図り、住民サービスの向上を目指すものである。

(適用範囲)

第2条 本特記仕様書は、「下水管路施設情報の電子データ化業務」（以下「本業務」という。）に適用し、実施に必要な作業方法を定めるものである。

(準拠する法律等)

第3条 本業務は、本特記仕様書によるほか、次の法令及び関係法規等に準拠し、実施するものとする。

- (1) 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）
- (2) 下水道法施行規則（昭和 42 年建設省令第 37 号）
- (3) 水道維持管理指針
- (4) 下水道台帳管理システム標準仕様（案）・導入手引き Ver.5
- (5) 測量法（昭和 24 年法律第 188 号）
- (6) 測量法施工例（昭和 24 年政令第 322 号・平成 16 年改正）
- (7) 測量法施行規則（昭和 24 年建設省令第 16 号）
- (8) 作業規程の準則（平成 20 年国土交通省告示第 413 号）
- (9) 国土交通省公共測量作業規程（平成 20 年国地発 668 号）
- (10) 市川町公共測量作業規程（平成 22 年国地発 195 号）
- (11) 市川町財務規則
- (12) 市川町個人情報保護条例（平成 14 年条例第 11 号）
- (13) その他の関係法令・規則・通達等

(業務期間)

第4条 本業務の履行期間は、契約日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

(提出書類)

第5条 本受注者は作業着手前に以下の書類の提出を行い、監督員に確認または承認を得るものとする。

- (1) 着手届
- (2) 工程表
- (3) 管理技術者届並びに同経歴書及び資格者証

別紙1

- (4) 照査技術者届並びに同経歴書及び資格者証
- (5) 担当技術者届並びに同経歴書及び資格者証
- (6) 業務実施計画書

(管理技術者、照査技術者及び担当技術者)

第6条 本業務遂行にあたり受注者は、本業務の意図及び目的を十分に理解し、技術面の管理を行うために、管理技術者及び照査技術者を選任・配置しなければならない。

(管理技術者)

第7条 管理技術者は、空間情報総括監理技術者、技術士（上下水道部門/下水道）、RCCM（下水道部門）のうち、いずれかの資格を有し、本業務に類似した業務の実績を有するものとする。

(照査技術者)

第8条 照査技術者は、空間情報総括監理技術者、技術士（上下水道部門/下水道）、RCCM（下水道部門）のうち、いずれかの資格を有する者でなければならない。

(担当技術者)

第9条 担当技術者は、空間情報総括監理技術者、技術士（上下水道部門/下水道）、RCCM（下水道部門）、測量士のうち、いずれかの資格を有し、本業務に類似した業務の実績を有するものとする。

(成果品の帰属)

第10条 本業務で履行した内容はすべて委託者に帰属するものとする。受託者は、成果品又は収集した資料を委託者の承諾なく他に公表し、貸与又は使用させてはならない。ただし、受託者及び第三者が従来から権利を有している固有の知識・著作権・技術に関する権利など（以下「権利留保物」という）は、受託者及び第三者に留保されるものとする。

(守秘義務)

第11条 受託者は、本業務において知り得た情報について他に漏洩または引用してはならない。

(中立性の保持)

第12条 受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するよう努めなければならない。

(公益確保の責務)

第13条 受注者は、業務を行うに当っては公共の安全、環境の保全、その他の公益を害することの無いように努めなければならない。

(一括再委託の禁止)

第14条 受注者は、業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(紛争の回避)

第15条 作業実施のため他人の土地に立ち入る場合は、予め土地所有者等の了解を得て紛争

別紙1

の起こらないよう十分留意するものとする。

(損害の賠償)

第16条 受託者が委託者及び第三者に損害を与えた場合は、直ちに委託者にその状況及び内容を連絡し、委託者の指示に従うものとし、損害賠償の責任は受託者が負うこととする。

(成果品の瑕疵)

第17条 作業完了後といえども、受注者の過失、又は疎漏に起因する不良箇所が発見された場合は、監督員の指示により受注者の負担において修正、補足するものとする。

(検査)

第18条 検査は、全工程終了後に完成検査を受けるものとするが、甲が必要と認めた場合は、隨時中間検査を行うものとする。

(疑義)

第19条 本仕様書に定めのない事項、又は本仕様書に定められた内容の解釈に疑義が生じた場合は、甲と受注者で協議し、受注者は甲の指示に従うものとする。

第2章 業務概要

(作業対象)

第20条 本業務の作業対象は以下のとおりとする。

- | | |
|-----------------|---------------------------|
| (1) 中部処理区 | 管路延長：67.6km、公共ます個数：1468 個 |
| (2) 南部処理区の内字東川辺 | 管路延長：6.8km、公共ます個数：236 個 |
| (3) 南部処理区の内字西川辺 | 対象外 |

(業務内容)

第21条 本業務の内容は、以下のとおりとする。

- | | |
|-------------------------|---------|
| (1) データベース作成 (Shape 形式) | |
| ① 計画準備 | 1 式 |
| ② 資料収集整理 | 1 式 |
| ③ 図面標定 | 74.4km |
| ④ 施設属性データ整理 | 74.4km |
| ⑤ 施設データ入力 | 74.4km |
| (2) 電子データ閲覧システム | 1 ライセンス |
| (3) 閲覧用デスクトップパソコン | 1 式 |

(計画準備)

第22条 計画準備は本業務実施における最適な作業手法、使用する主要な機器の調達、要員の手配、工程管理計画を立案するとともに、実施計画書としてとりまとめ、業務が円滑に遂行できるように努めるものとする。なお、打合せ協議については、3回以上とし必要に応じて適宜実施するものとする。

別紙1

(資料収集整理)

第23条 資料収集整理は業務遂行する上で必要となる資料について、収集し整理を行うものとする。

(図面標定)

第24条 貸与する背景データを用いて竣工図（平面図）をジオリファレンス処理し、図面標定を行うものとする。

(施設属性データ整理)

第25条 前項にて標定した図面、属性情報一覧、工事竣工図等より、施設図形データ及び施設属性データをシステムに登録する為の付番を行い、点検整理を行うものとする。

(施設データ入力)

第26条 施設図形データは、座標読取装置等を用いてマンホール、管渠、桝・取付け管の位置等をシステムに入力し、施設属性データは前項にて整理したデータを用いて入力するものとする。入力項目は以下を基本とするが、甲と協議のうえ決定するものとする。

- (1) マンホール：マンホール番号、マンホール種別、地盤高
- (2) 管渠：管渠番号、管渠種別、路線番号、工事番号、断面形状、管径、勾配、延長、上下流管底高、流下方向、起点・終点、副管の有無
- (3) 桝・取付け管：桝番号、桝種別、取付け管径、取付け管延長、追加距離、取付け管形状
- (4) その他：処理区、処理分区

(操作マニュアル及び操作研修)

第27条 受託者は、システムの操作マニュアルを作成し、当町関係職員に対して操作研修を行うものとする。なお、研修内容等については受託者提案により、協議し決定するものとする。

(電子データ閲覧システム等)

第28条 本業務で作成した電子データを有効活用するために、「下水道台帳管理システム標準仕様（案）・導入の手引き Ver.5」p.8-10～12 の基本機能を参考に、電子データを閲覧するためのシステムを導入するものとする。また、閲覧システムはスタンドアロン型とする。

(ハードウェア)

第29条 導入したシステムを運用するため、デスクトップパソコン（1台）を調達するものとする。調達に当たっては、5年間の保守契約を含むものとし、下記に示す条件の機能を有するものを閲覧システムと併せて提案するものとする。

- (1) C P U : インテル Corei5 同等以上
- (2) メモリ : 8GB 同等以上
- (3) HDD : 1TB 同等以上
- (4) O S : Windows11 64bit 同等以上

別紙1

- (5) モニタ：23インチ 同等以上
- (6) OFFICE：MS Office
- (7) ウイルス対策ソフト：不要（発注者にて対応）
- (8) その他：DVD スーパーマルチドライブ、マウス・キーボード

（貸与資料）

第30条 甲は以下のものを貸与するものとし、受注者は資料の重要性を認識し、破損、亡失等事故のないように取り扱いには十分に留意するものとする。なお、既存の下水道台帳図がないため、以下の資料が基本となる。

- (1) 背景データ（中部：CAD 1/500、南部_東川辺：CAD 1/2500） 1式
- (2) 工事竣工図（中部：CAD、南部_東川辺：青焼き A3） 1式
- (3) 属性情報一覧（管路・人孔：CSV、取付管・公共ます：設計書） 1式
- (4) その他必要資料 1式

（成果品）

第31条 本業務の納入成果品は以下のとおりとする。

- (1) 下水道管路施設データ（Shape 形式） 1式
- (2) 電子データ閲覧システム 1ライセンス
- (3) ハードウェア 1式
- (4) その他必要資料 1式

（納入場所）

第32条 本業務の納入場所は、市川町下水道課とする。